仕 様 書

1 件名

プログラマブル光フィルタ

2 目的(用途)

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「当機構」という。)において、多波長チャネルの空間分割多重を用いた長距離伝送実験を行っている。 このような実験を行うためには、減衰率の微調整が可能で大きな動作波長範囲をもつ動的利得等化フィルタが必要である。本件は長距離伝送実験に用いるプログラマブル光フィルタの調達を行う。

3 納入期限

・契約の日の翌日から起算して 90 日以内 可能な限り早期に納入すること。

4 納入場所等

(1) 納入・設置場所

東京都小金井市貫井北町4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構

第123棟 5号館 1階105実験室

ネットワークシステム研究所 フォトニックネットワークシステム研究室

(2) 書類等提出場所

東京都小金井市貫井北町4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構

第123棟 5号館 1階106

ネットワークシステム研究所 フォトニックネットワークシステム研究室

5 調達物品の数量及び構成内訳

(1) 調達物品の数量

プログラマブル光フィルタ

1式

(3) 付帯作業

本件調達には、運送・搬入・据付・配線・調整などの作業及び当該費用を含む。

6 調達物品の要件

(1) 性能条件

ア プログラマブル光フィルタ

- (ア) ポート構成:単一入力ポート、単一出力ポート
- (イ) 光波長範囲:1527.4 ~ 1600.8 nm
- (ウ) 挿入損失: 6.5dB以下
- (エ) 挿入損失の不均一性:1dB以下
- (オ) 偏波依存損失:1dB以下
- (カ) 群遅延リップル: ±1ps 以下
- (キ) 最小フィルタ帯域幅: 20 GH 以下
- (ク) 中心周波数設定分解能:1GHz以下
- (ケ) 帯域幅設定精度: ±5 GHz 以下
- (コ) 減衰設定制御範囲:35 dB以上
- (サ) 減衰設定分解能: 0.01 dB 以下
- (シ) 最大光入力パワー: 27 dBm 以上
- (ス) 動作電圧: 100 ~ 240 V (50/60Hz)
- (セ) USB インターフェイスによりリモート制御が可能であること。
- (ソ) 光コネクタ: FC/APC コネクタ
- (タ) サイズ: 250×100×320 mm 以下
- (チ) 重量:5kg以下

参考製品: Finisar 社製 WaveShaper 1000S

(2) 性能条件以外の要件

ア 法令等への対応

本仕様に基づく物品、設備、工事等の納入等に当たり、電波法(昭和25年法律第131号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令並びに条令等に基づき、主務大臣並びに各都道府県知事等に対し、認可、許可、届出等(以下「認可等」という。)が必要となる場合又は必要と考えられる場合は、契約後速やかに当機構担当者と協議すること。

特に電波法 第 100 条に定められている高周波利用設備に該当する高周波発生部を含む機器等については、型式指定を受けている場合又は型式確認を行っている場合には、その表示部分の写真を提出すること。

また、型式指定を受けていない場合及び型式確認を行っていない場合には、当該 設備が許可不要設備であるか否かにかかわらず、高周波の周波数と高周波発生部の 最大出力を文書で報告すること。

電波を用いた無線通信機能を含む機器のうち、無線 LAN、携帯電話、ラジコン等、 技術基準適合(電波法第 38 条の第 3 章の 2 、電気通信事業法第 2 款。以下「技適」 という。)の対象となる無線設備(端末設備機能を有する場合もある)については、 技適の取得を証明する資料、例えば技適マークの表示部分の写真、あるいは技適等 の認証番号を提出すること。技適未取得の場合には、納入までに技適を取得するこ と。技適対象外で無線局免許申請が必要な無線設備については、無線局免許申請に 必要な情報を提供すること。

7 提出書類及び必要部数

・説明書・マニュアル等 1式(書面1部、CD-ROM1枚)

・保証書及び製品サポート部署の連絡先 1式(様式適宜)

性能検査書 1部

・設備等納入時確認チェックリスト 1部

8 納入・設置条件

(1) 納入・設置時間

土日休日を除く、平日9時から17時の間に行うこと。日時は別途調整する。

(2) 納入・設置場所の条件

4(1)と同様の場所に納入

- (3) 環境への配慮
 - ア 調達物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入 法)で規定する特定調達品目に該当する場合には、可能な限り適合品を納入する ように努めること。
 - イ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮するように努めること。
 - ウ 納入時においては、環境負荷の低減を実現した自動車を用いるように努めること。
 - エ 梱包材などは持ち帰り、法令に従い処分すること。
- (4) 注意事項
 - ア 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに 当機構担当者に申し出るとともに請負者の責任においてこれを原形に復すること。

9 支給品の有無

無

10 貸与品の有無

無

11 検査について

- •納入場所において、当機構担当者立会いのもと装置の員数確認及び動作確認を行う。
- ・検査実施の際に、機器の操作説明を行うこと。

12 瑕疵担保

- (1) 本件調達物品について、所有権移転の日から起算して1年以内に瑕疵による不具合 が発生した場合には、機器の点検及び補修を行い、本仕様書の性能を発揮できるよう にすること。
- (2) 本件調達物品に付帯する無償保証内容を明示するとともに、不具合発生時の問い合わせ窓口及び実施体制を明示すること。

13 質疑等について

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、請負者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行すること。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

14 関連文書又は関連仕様書

無

15 関係規程又は関係法令等

無

16 情報セキュリティについて

(1) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た情報を本仕様書の業務履行にのみに利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提供してはならず、受注者の社内においても、本件業務に関わる者以外には秘密とすること。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対し、受注者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

(2) 複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために機当構から提供された情報や資料等を機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(3) 情報セキュリティマネジメント全般

受注者は、ISO/IEC27001 または JIS Q 27001 に準拠した管理、または同等の情報セキュリティ管理を実施していること。

同等の情報セキュリティ管理を実施しているとは、組織としての情報セキュリティ方針、情報セキュリティ管理体制が制定され、リスク対応計画立案・管理策の実施、情報セキュリティマネジメントの運用などについて、文書化された手順に従って実行さ

れていること。および、内部監査、教育が実施されていることを言う。

(4) 業務実施体制

受注者は、本業務を履行する体制について、予め以下の事項について提出し、当機構の了承を得ること。

業務実施体制

- ① 責任者 (専門性・実績等に関する情報を含むこと)
- ② 担当者 (専門性・実績等に関する情報を含むこと)
- ③ 連絡体制・窓口
- ④ 業務実施場所(国内・国外を問わず当機構外で業務する場合)

なおこれらに変更があった場合は速やかに当機構に報告し、その了承を得ること。

(5) 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その 他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなけ ればならない。

(6) 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者(作業員等を含む)の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

(7) 情報のやり取り

- ア 当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の事故 に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。
- イ また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

(8) 資料・情報の保管

- ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。
- イ 電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管すること。 また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

(9) 資料の返却・情報の消去等

- ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報 が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとす る。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- イ 受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「<u>データ破</u>棄届出書」を当機構に提出すること。

(10) 自己点検ならびに立入調査

当機構は業務や情報の取扱いが適切に行われていることを確認するため、受注者に対して定期的な報告や自己点検を求めるとともに立入調査を行うことができるものとする。自己点検や立入調査の結果、改善が必要な点が見つかった場合、受注者は改善計画を立て当機構に提出するものとする。

(11) 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、速 やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

(12) 委託の制限

- ア 受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体または一部を第三者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報 セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。
- イ 選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と 同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契 約書にその旨を明記するものとする。
- ウ 受注者は委託先の情報セキュリティマネジメント全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ義務等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

設備等納入時確認チェックリスト

請負者確認欄	項目	要求者確認欄
	1. 納入期限内の納品となっているか。	
	2. 員数検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載された構成及び数量 を満たしているか。	
	 外観検査 納入品について、傷、汚れ、凹み、歪みといった不良が無いか。 	
	4. 設置状況 ・納入品に係る電源等への接続状況は要件を満たしているか。	
	5. 機能検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載されている、機能及 び性能等の要件を満たしているか。	
	6. 提出書類 ・仕様書に規定した提出書類は全て揃っているか。 ・提出書類に求めている記載内容は漏れなく記載されているか。	
	7. 法令遵守関係 ・納入物について、電波法(昭和25年法律第131号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、その他の関係法令等に基づき、関係機関等に対する協議、必要な認可、許可、届出等の手続又は届出等に必要となる情報の提供が完了しているか。 (該当法令及び書類名称を以下に記載。記載しきれない場合は別紙添付)	
請負者側担当者 <u>会社名</u> 担当者名		○
機構側要求者(監督員) 確認年月日(平成 年 月 日) 国立研究開発法人 情報通信研究機構 部署名 要求者名		

- ※該当項目なき場合は、当該項目を二線にて抹消する。
- ※請負者側担当者名及び機構側要求者(監督員)名については、自署とします。
- ※原本は機構側要求者(監督員)において保管し、写し1部を検査調書へ添付する。